平成２６年（フ）第３５号
横浜市磯子区東町15―32モンビル306号
破産者　株式会社笠原運送
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７０号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目９番11号
破産者　有限会社佐助
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８号
金沢市大手町２番38号
破産者　タケダ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
金沢市米泉町１丁目26番地
破産者　株式会社打越
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
静岡県浜松市南区恩地町216番地の４
破産者　有限会社双信工業
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３号
三重県尾鷲市朝日町12番25号
破産者　田岡　孝一
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５号
三重県尾鷲市矢浜岡崎町249番地２、前住所
三重県尾鷲市中川19番１号
破産者　山本　宗人
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第９号
三重県尾鷲市港町５番９号
破産者　有限会社田岡商店
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１７８号
山口県下関市豊田町大字中村５番地
破産者　有限会社尚和商会
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
山口県下関市新垢田西町１丁目４番20号
破産者　有限会社ケンワ
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
最後の住所長崎県諫早市仲沖町３番４号
破産者　被相続人亡中村秀樹の相続財産
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
大分県佐伯市大字鶴望806番地
破産者　有限会社平成
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３８１号
札幌市北区新琴似９条４丁目３番15号　シャネル新琴似壱番館106号
破産者　工藤　建融
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
青森県五所川原市字一ツ谷523番地８　コーポ旭11号室
破産者　木村ひめ子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
秋田県南秋田郡五城目町字七倉16番地19　パークスクエアななくらＡ棟301号、破産手続開始決定時の住所秋田県山本郡三種町鹿渡字西小瀬川222番地１
破産者　古川しのぶ
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第５１号
秋田県大仙市長野字小豆田77番地３
破産者　木村　明美
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４３７号
川崎市麻生区多摩美１丁目28番13号
破産者　後閑　智淳
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
川崎市川崎区大島５丁目19番８号　第５上田ハイツ201、前住所神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―506号　ライオンズガーデン湘南平塚
破産者　上田　健司
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０５１号
名古屋市千種区光が丘１丁目22番３―403号　鍋屋上野住宅
破産者　井川原佳子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０号
名古屋市瑞穂区御劔町１丁目10番地　アーバンＹＯＵ301号
破産者　深谷　浩史
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部